

新法と旧法の適用①

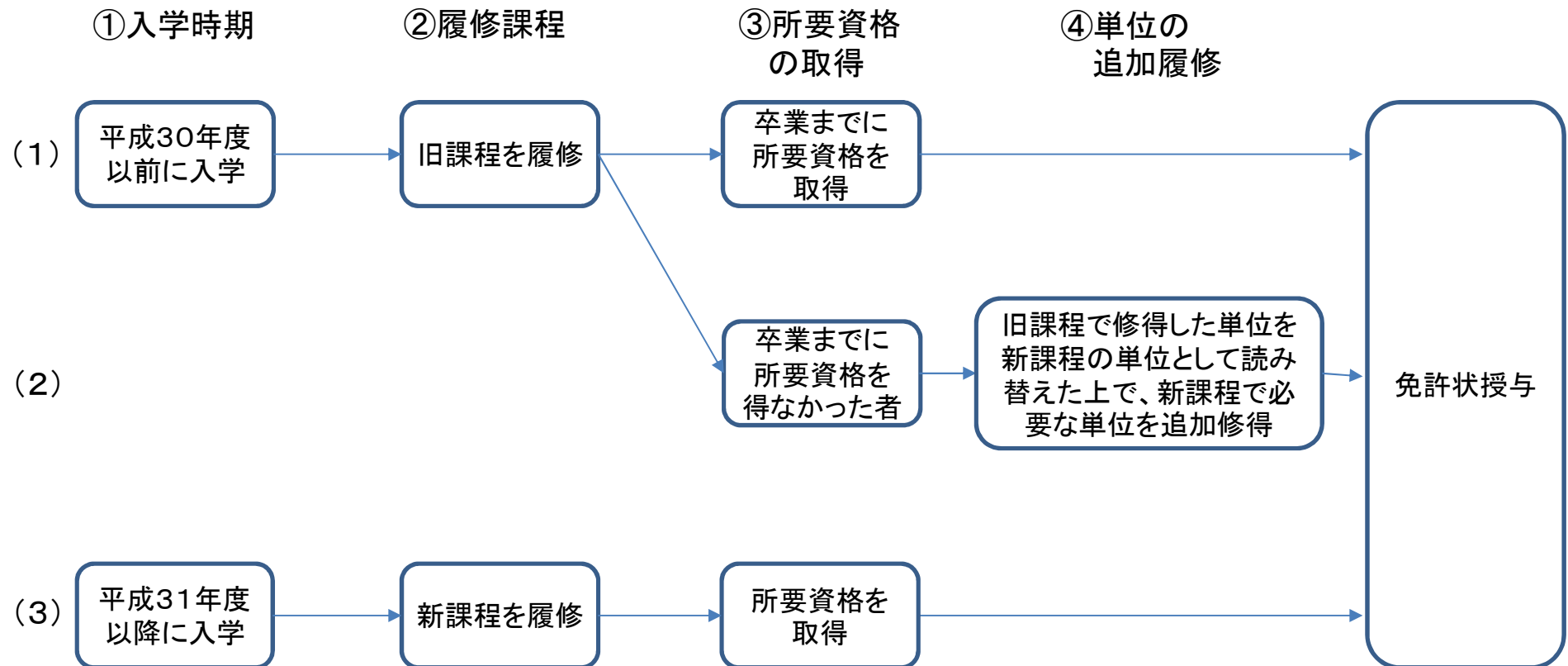
教育公務員特例法等の一部を改正する法律(改正法) 附則

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に大学又は第二条の規定による改正前の教育職員免許法(以下「旧免許法」という。)別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、旧免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者についての免許状の授与の所要資格については、第三号施行日以後においても当該者がこれらを卒業するまでは、新免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 第三号施行日前に大学又は旧免許法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関、旧免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣が指定した養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たもの(前条の規定によりなお従前の例によることとされる免許状の授与の所要資格を得た者を含む。)は、新免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

新法と旧法の適用②



新法と旧法の適用③

- 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の学位課程又は科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き当該課程等の教職課程の科目を履修する者は、改正法附則第5条の施行の際現に大学に在学している者に該当する。
- 上記の者が、施行の際現に在籍している学位課程又は科目等履修生の学修を修了するまでに所要資格を得た場合には、改正法附則第5条の卒業までに所要資格を得た者に該当する。
- 免許状の授与の所要資格を得ないまま、在学している学位課程又は科目等履修生の学修を修了し又は退学等した者は、改正法附則第5条の卒業までに所要資格を得た者に該当しない。
(在学している課程等を修了、退学等した後に、間をおかずに別の課程に在学したか否かには関わらない。)
- 施行日の前に教職課程を有する大学の学科等の学位課程又は科目等履修生の身分を有し、その修了までに所要資格を得た者は、改正法附則第6条の大学に在学し、卒業までに所要資格を得た者に該当する。

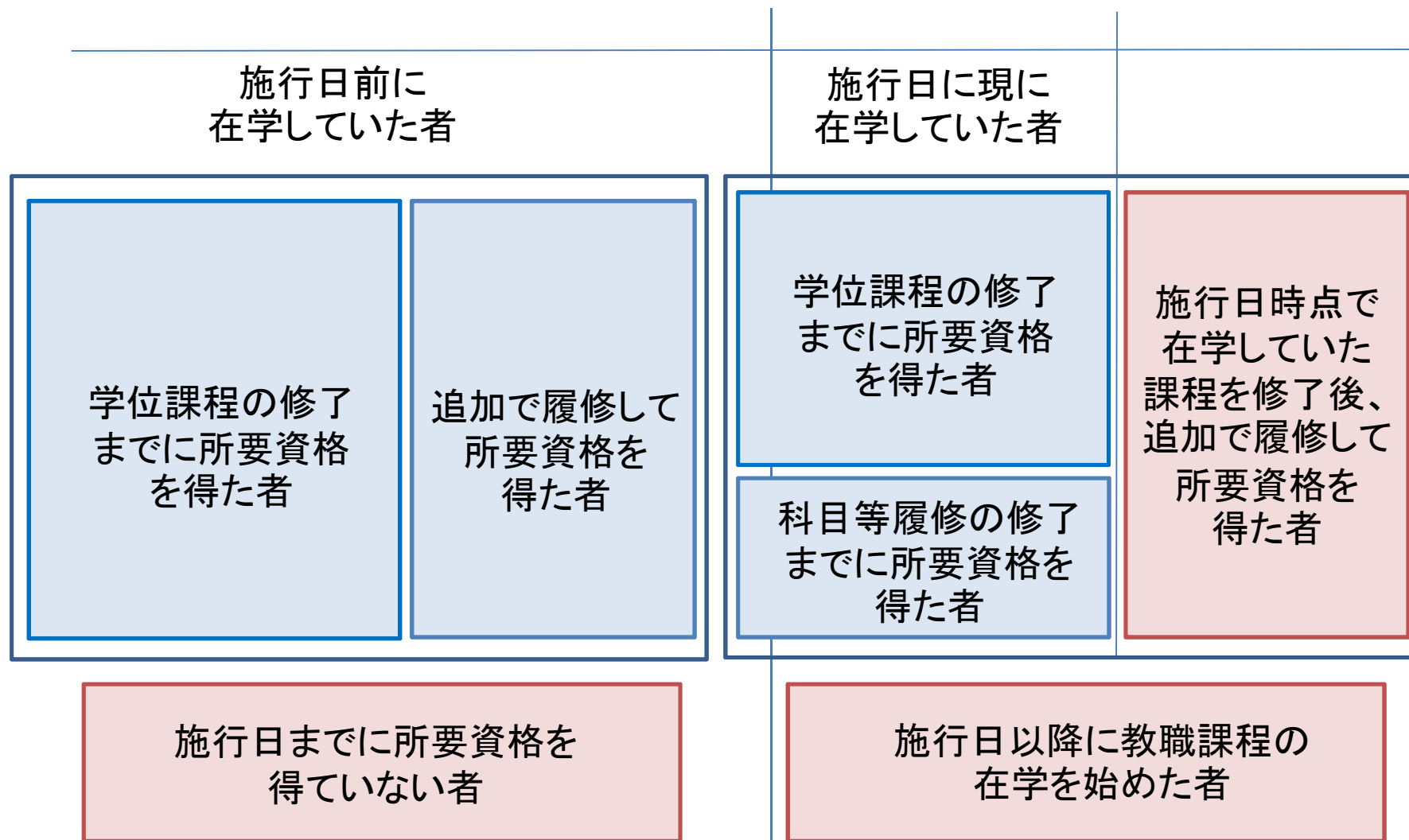
※在学期間は学力に関する証明書の記載で確認する

新法と旧法の適用④

※この図はイメージを示したものであり、経過措置の取扱いは、法令及び質問回答集を参照。

施行日
平成31年
4月1日

施行日時点で
在学していた
課程の修了



新課程と旧課程の科目の取扱い①

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(29文科初第1113号 平成29年11月17日 文部科学省初等中等教育局長通知)

- 旧課程において修得した教科に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した領域に関する専門的事項、教科に関する専門的事項、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなすことができること。(附則第2項)
- 教職に関する科目 旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなすことができること。(附則第3項)
- 旧課程において修得した教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目、栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位のうち、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことができること。(附則第4項)

※経過措置としての性格に鑑み、この科目の読替えは、できる限り弾力的に行っていただきたい。

新課程と旧課程の科目の取扱い②

- 旧課程において修得した科目の単位をそれぞれ相当する新課程の科目の単位としてみなすことができる。
(新課程において修得した科目の単位を旧課程の科目の単位としてみなすことはできない。)
- 旧課程において修得した科目の単位をそれぞれ相当する新課程の科目の単位としてみなすことができるのは、新課程を有する大学である。
(新課程を有しない大学は、新課程の科目の単位とみなすことができない。)
- 新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目(新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目)を開設することができる。
(例)新課程で「道徳の理論及び指導法」という名称の科目を開設し、これと同一シラバス、同一教員、同一名称の科目を旧課程に開設し、新旧両課程いずれの科目としても使用することができる。
※この場合、施行前に開設していた道徳の指導法に関する科目は、新しい科目の開設前に廃止・名称変更等の所要の変更届を行う。

新課程と旧課程の科目の取扱い③

- 改正により最低修得単位数が定められた各教科の指導法については、新法により所要資格を得る場合には、所定の単位数の修得が必要となる。
- 改正により名称の一部に変更が生じた事項やカッコ書きが新たに追加された事項については、旧課程における当該事項を含めた科目の単位の修得をもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなすことができる。
- 改正により追加された事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「総合的な学習の時間の指導法」については、新法により所要資格を得る場合には、これらの事項を含む旧課程の科目の読替えを行うか、これらの事項を含む科目の追加履修が必要となる。

領域に関する専門的事項の履修

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(29文科初第1113号 平成29年11月17日 文部科学省初等中等教育局長通知)

○平成31年4月1日より前に幼稚園教諭の課程として認定された課程については、平成34年度までに入学し引き続き在学する学生に対して、小学校の教科に関する専門的事項の単位を修得させることにより、領域に関する専門的事項の単位を修得させたものとみなすことができること。(附則第7項)

- 附則第7項の経過措置の対象となる者は、平成34年度までに入学し、引き続き在学する学生である。
(卒業までに所要資格を得たか否かには関係しない。)
- 領域及び保育内容の指導法に関する科目の単位の修得に関しては、
 - ・ 附則第7項により履修した小学校の教科に関する専門的事項、 又は
 - ・ 附則第2項により領域に関する専門的事項に読み替えた小学校の教科に関する科目の単位を領域に関する専門的事項の単位と合算することができる。
(これに対し、科目の開設に関しては、領域に関する専門的事項又は小学校の教科に関する専門的事項のいずれか一方で課程認定基準を満たす必要がある。)

認定講習等に関する取扱い

- 平成31年4月1日以降に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合においては、改正法附則第5条及び第6条の適用がないため、新法により所要資格を満たす必要がある。
- 免許法認定講習、免許法認定公開講座の開設者等は、改正規則附則第5項に基づいて、これらの講習・講座等で修得した旧法下の単位を新法下の単位として読み替えることができる。
※経過措置としての性格に鑑み、この科目の読替えは、できる限り弾力的に行っていただきたい。
- 別表第3～第8により所要資格を得る場合には、「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、必ず含む必要はない。